

資本家が労働組合運動を理解せずんば
資本家の爲に將來大きな不幸を齎すで

有らう」と云つた言葉は特に含蓄有る
ものとして附記して置く。

(一)

日鐵會社
創立委員 吉田大將に

全従業員の總意傳達

加藤組合長、嶺主事、谷口、龜重、
猪野委員は製鐵官民合同反對同盟の顧
問で有つた伊藤氏を同伴し、十月十三
日、大谷會館に於て製鐵所視察に來轄
せる日本製鐵株式會社創立委員にして
軍部に於ける製鐵産業に關する最高權
威者たる吉田大將と會見し、全従業員
の總意に依り特に日本製鐵株式會社の
經營如何が國防に及ぼす影響の重大な
るに力點を置いて尙従業員の労働條件
や福利施設に就き將來劣悪化しない様
に努力して貰ひ度い。と述べたるに對
して吉田大將は「私は軍人で有るけれ
ども永年製鐵事業と云ふ様な物にも關
係を持つて居たので其の點はよく了解

出来る、諸君の労働條件や福利施設は
當然何等かの形に於て保證されるもの
と思ふ、札付の財閥代表が新會社の社
長に就任することは全従業員は絶對反
對で有ると云はれるが其の點は私も同
じ意見をもつて居る、私も創立委員の
責任上萬遺憾無きを期し度いと思つて
居る」とのことで有つた。

×
こうした我が組合の運動が資本家財
閥の我が儘を牽制して評價、創立、及
び其の後に於ける従業員の労働條件及
び福利施設確保の上に如何に役立つた
かは今更贅言を要しない。

(二)

指定職夫の

合同慰勞金は

こうして獲得した
ので有る

十一月二十九日の職夫問題に關する
執行委員會決議事項中最緊急を要する
「職夫に合同慰勞金支給の件」「職夫
健康保險實施の件」「現場指定」の二件
を提へて翌三十日、土佐野副組合長、
嶺主事、谷口、管野、原崎、猪野の六
名は製鐵所本事務所に磯谷勞務部長を
訪ね、「從來製鐵所は職夫問題に對し
ては雇備關係が違ふと云ふことを唯一
の口實に事々に職夫を繼子扱ひして來
たので有るが職夫も長い間製鐵所の爲
働いて來て居るので有るから合同慰勞
金は職工同様支給され度し」と要望し
たるに對し磯谷勞務部長は「諸君の主
張は尤も有る、職夫にも合同慰勞金

を支給する様努力する」かくて支給さ
れたのだ。

職夫健康保險の問題は、今日の現場
指定の様に給料の安い者こそ必要だか
ら是非とも實施して貰ひ度い、と要望
したるに對し勞務部長は「當局として
も考へて居ないでは無いが取扱に困つ
て居る尙將來實現する様努力しよう」
との確答ありたり。

(四)

官營最後の

打切賞與は

かくして獲得した

一月十日午前十時、加藤組合長、土
佐野副組合長、谷口、龜重、猪野本部
員の五名は製鐵所本事務所に磯谷勞務
部長を訪ひ「十二月に支給された年末
賞與は昨年十月三十一日までの計算に
依るもので十一月一日以後、新會社成
立に至る期間の賞與は官營製鐵所に於
て當然責任を持つべきものと思ふから

新會社設立前に支給されたし」と要望
したるに對し磯谷勞務部長は

「諸君の御意見は尤も有る新會社設
立期日の見透しが確定次第支給する」
と云ふ確答を得た。かくて二月一日に
愈々新會社設立の確報を得るや直ちに
我が組合は嶺主事、猪野本部長を派し
て製鐵所本事務所に磯谷勞務部長を再
度訪ひ前回の約束履行に間違ひ無き様
質す處があつた。かくして一月十七日
の給料と共に支給された。

(五)

購買會課税問題

にはこうした

共濟組合購買會の即
時法人組織實現に關
する要請

日本製鐵株式會社の成立により舊製
鐵所共濟組合購買會に課税せらるゝや
の報導を屢々新聞紙上に散見し全従業員

員一同深く憂慮するところでありませ
購買會の課税は販賣品の値上りとなつ
て全従業員に負擔へ轉嫁されるは明瞭
でありまして、かくの如きは従業員の
實質的賃金低下を招來するものであつ
て、到底製鐵所全従業員に默視する能
わざるところであります。

現行法規の定めるところに依ります
れば公益法人の課税は免除されてゐる
ところと存じます。申し上げるまでも
なく購買會はそれ自體が公共事業の性
質を持つものでありましてその組織を
法人化するれば法規の定めるところに
隨つて課税は免除され、全従業員之
の問題の關する限りに於ける不安、憂
慮は一掃され得るものと確信致します
製鐵所當局に於きましては全従業員
の總意の在するところ並に本組合の決
議の意のあるところを御賢察の上速か
に共濟組合購買會の組織を法人化され
たく、敢へて御高配を乞ひ、茲に要請
申し上げる次第であります尙本件に關